

北上地区消防組合消防本部女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画

令和3年4月1日

北上地区消防組合消防本部消防長

北上地区消防組合消防本部における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、北上地区消防組合消防本部消防長（以下「消防長」という。）が策定する。

1 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとし、社会情勢の変化や国の制度改正等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本計画を着実かつ包括的に実施するため、消防長の指揮の下、消防本部総務課において、本計画の策定・変更及び本計画に基づく取組の実施状況・数値目標について達成状況の点検・評価等を実施する。

3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

「消防吏員に占める女性消防吏員の割合」については、総務省消防庁が、消防吏員に占める女性消防吏員の全国の比率を令和8年度当初までに5パーセントに引き上げることを共通目標とし、各消防本部が定める数値目標の目安として「女性消防吏員比率を10年間で倍増させること」を示している。

これを踏まえ、当消防本部においても、積極的に女性消防吏員の採用に取り組んでいく。

一方、取組の推進に当たり、実質的な女性消防吏員の活躍の場を確保するために、女性消防吏員数の急激な増加による影響を考慮し、各世代間において偏りのないバランスのとれた人員構成が必要であることを踏まえ、令和8年度当初までに達成すべき目標を5パーセント以上に設定し、女性消防吏員の活躍推進を図る。

4 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組

(1) 女性の採用の拡大に向けた積極的なPR活動をする。

社会人になる年齢層の女性に対し、具体的な業務内容や勤務条件等を含め、仕事の魅力について、より積極的にPR活動するとともに、消防は女性が活躍でき

る職場であることの理解を深めてもらう。

(2) 女性消防吏員の職域の拡大を推進する。

消防業務において、法令による制限（重量物及び有毒ガス）を除き、性別を理由として従事できる業務を制限することはできないことを十分に理解し、多様な職務機会の付与や、能力向上のための研修に積極的に参加させ、女性消防吏員の意欲と適正に応じた人員配置により職域の拡大、計画的な育成を推進する。

(3) 女性専用の施設の整備及び装備の改善をする。

女性消防吏員の活躍の場を広げるために、女性専用のトイレ、浴室、仮眠室などの施設整備を計画的に推進する。また、女性職員の要望に応じて、女性用の被服・装備品の導入を積極的に進める。

(4) 多様なキャリアパスイメージやロールモデル事例の紹介、メンター制度を導入・実施する。

女性消防吏員が多い大規模な消防本部等の事例を基に、キャリアパスイメージやロールモデルの紹介、適切な援助や助言を得ることができるメンター制度を導入することにより女性消防吏員のキャリア形成支援を図っていく。

(5) 男女のワーク・ライフ・バランスの確保を進め、限られた時間を効率的に生かす。

定時退庁日等の設置と実施の徹底、年次有給休暇の取得促進、男性を含めて職場全体で超過勤務の縮減を進め、男女の仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む。

(6) 男性職員の家庭生活（家事・育児・介護等）への関わりを推進する。

男性も家事や育児に参加できるよう、育児休業等の制度を周知するとともに、管理職員を対象に所属職員が安心して育児休業等が取得できる職場配慮や環境づくり等の意識啓発に取り組む。

(7) 育児と仕事の両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）の活用を推進する。